

卒業の認定に関する方針

教務規定 第17章 進級・卒業判定に関する規定

第3条 卒業判定

第1項 卒業年次末において、次の各号に該当する者は、原則として原級留め置きとする。

1. 卒業に必要な単位が未修得な者
2. 学費が未納である者。
3. 進路未決定の者。但し留学生は除く。

第2項 該当する学生の卒業判定は、卒業判定会議で学院長が認定し、理事長が決定する。